広報日向

昭和53年 5月号

市民憲章

一、会合の時間を正しく守りましょう
一、公共の物をたいせつにしましょう
一、教養を高めひろく人材を育てましょう
一、積極進取の意気をもって働きましょう

日本のふるさと宮崎国体

明日への息吹

鉢もの栽培へ転換

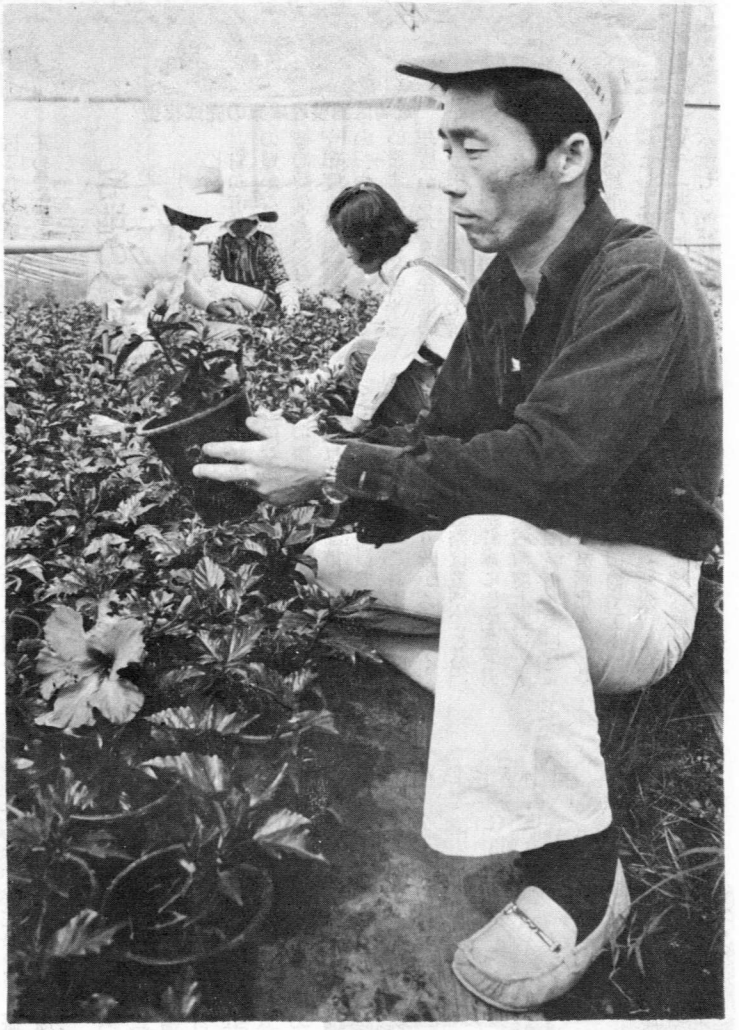

増田伸一郎さん(美々津高松)一家の仕事場――それは白い温室。中にはいると、ハイビスカス、サンタンカ、ジャスミンなど約三万個の鉢が、うす紅、オレンジ、黄色などの花で迎えてくれる。

農業一本という考えから、中学校を出て高鍋農業高校へとすすみ卒業するとすぐ実践。

はじめは、SAPとか百町原そ菜クラブ活動を通じて、そ菜園芸にとり組んでいたが、思うにまかせず温室栽培の鉢ものへ――。

愛知県での一年間の研修のあと八年前の昭和四十五年から、鉢もののづくりに打ちこみつづけている。昭和四十五年当時の農家戸数は約二千二百戸、いま約千八百戸と年ごとに減っていく中にあって〝魅力のある農業〟をめざしてる増田さん家族。

温室の中で手塩にかけて育てた鉢植の花は、九州はもとより関西中国、四国地方の市場へ出荷される。伸一郎さんを中心に、明日への農業づくりを目標に、花き園芸に意欲を燃やしている市内でただ一軒の鉢もの用栽培農家である。

ひまわり

「スクール・ゾーン」とは、小学校、幼稚園、保育所を中心とする半径五百㍍ぐらいの地域を指定して、学童や幼児にとって交通上最も安全な地域にしようというものです。そのためには、必要があれば歩道、ガードレール、信号機などの交通安全施設を整備したり、駐車禁止、車の速度制限や登校園時の交通規制を行ったりすることにしています。子どもを交通事故から守るため、スクールゾーンに対するご理解とご協力を―。

人口

(5月1日現在)

男	26,784人	95人増
女	29,609人	99人増
計	56,393人	194人増
世帯数	16,459	117増

No. 277
昭和53年5月21日
発行所 日向市役所
編集 総務課 秘書広報係

……とじて保存しましょう……

亀崎地区の区画整理事業
今年度から42億円で着手

亀崎区画整理事業の完成模型

「土地区画整備事業は、都市計画の母」といわれ、広い地域にわたって、現代の私たちの生活になくてはならない道路、公園、広場、排水施設などの整備とともに、個々の宅地も整備し公道に面するようにしたり、無計画な宅地化（スプロール現象）の防止をしています。また、都市計画法（昭43・6）では、無秩序な市街化を防ぎ計画的な市街化を図るために、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画を定めています。

宅地の整形化と交通環境の整備を

日向市は、緑と太陽の豊かな環境と都市基盤の整備ということを今年度も重点施策の柱の一つとしてかかげていますが、昭和五十三年度から六十二年度の十カ年計画で亀崎土地区画整理事業に取り組むことになりました。

計画によりますと、この事業は日向延岡新産業都市計画事業の一環として実施されるもので、施行計画面積が六十七・九㌶で総事業費四十二億二千万円で行われることになっています。

この事業のねらいですが、亀崎地区は新産業都市建設にあたっての居住地域として位置づけられていますが、これまでは整備がおくれており昔からの狭く曲りくねった道路は多く、このまま無制限、無計画に住宅など建設されると生活環境上著しく不備を生じる心配がありました。

このため宅地の整形化をはじめ、地区内から市街地や工場地帯への重要な道路の新設、また十号線や大王谷小学校へ通じる道路などの新設改良を行って、交通環境の整備、安全化をはかることにしています。

この中には、日豊本線による地域の分割を緩和するための立体交差も含まれており、また地区内の土地対策と、大雨による水田の冠水対策を合わせて、宅地の切り盛り造成工事や、亀崎川の拡幅用地の確保も予定しています。

本事業での公共施設の整備計画は、都市計画道路六路線（総延長四千八百六十七㍍）、区画道路（幅員四㍍～九㍍、総延長一万三千百六㍍）、歩行者専用道路が六百五十㍍、児童公園は四カ所、近隣公園が一カ所、公共緑地として一万四千八百平方㍍となっています。

こんなにせまい道路も幅6mに

日向市の土地区画整備事業は、戦災復興事業をはじめ、これまでに十地区を実施完了しました。戦災復興に費した百三十一万九千円（当時の額）を含めても、およそ二十五億一千三百万円が区画整理事業にかけられ、現在すすめられている曽根地区（事業費二十六億六千七百万円）を含めると、五十一億八千万円という額になり、市街化区域一千六百二十㌶のうち、およそ二十五㌫にあたる三百九十八・三㌶が完了することになります。これらの実績は、県内でも高い水準にあり、亀崎地区やこんご予定されている財光寺の比良地区などが実施されると、日向市の区画整理事業もかなりすすんだものになるでしょう。

現代の社会に合った明るく住みよい町づくりに、こんごとも市民のみなさんのご理解、ご協力をお願いします。

＝臨時議会＝

法人市民税の均等割を改正
特別土地保有税審議会条例の新設も

昭和五十三年第三回日向市議会（臨時会）が、四月十九日に行われました。

この議会には、条例の新設、改正の二件の議案と議員提出議案二件が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

以下、その内容について概要を説明します。

▽日向市特別土地保有税審議会条例＝国会における地方税法の一部を改正する法案の成立により、特別土地保有税の課税については、その土地に永久的な建物などの施設があり、市の土地利用基本計画都市計画などに適しているものについては、特別土地保有税審議会において納税義務を免除することができることになったものです。

この規定によって、市町村は特別土地保有税審議会を設置しなければならないことになり、日向市もこの条例を制定することになりました。

委員は五人、土地税制について学識経験のある人および市職員で構成し、任期は二年です。

▽日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例＝この条例も、地方税法の一部改正に基づいて、それぞれの関係条文を改正するものです。

まず、個人市民税の均等割の非課税の範囲を拡大し、これまで扶養親族一人当りの所得額十二万円が、一人当り十五万円に引き上げられたものです。

また、法人市民税の均等割額をこれまで、それぞれの法人の資本金や従業員数などに応じて、年額十三万四千円、四万円、一万三千円であったものを、年額百万円、五十六万円、十三万四千円、四万円、一万三千円の五段階に区分したものです。

六月から　一歳六カ月児検診

市は今年度から三歳児検診のほかに一歳六カ月児の健康診査を実施することになりました。

この時期は、幼児期の身体や精神発達のようすを容易に知ることができる時といわれています。

このときに健康診査を受けることは、運動機能、視聴覚などの障害や精神発達のおくれた幼児を早く見つけることができ、適切な指導を行うことによって心身障害の進行を未然に防ぐこともできます。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養その他育児についての総合的な相談を行い、健康な生活ができるようにいろいろな指導、助言をするものです。

市では、つぎの日程で健康診査を行いますので、該当児のいるご家庭はすすんで受診されるようご案内します。

▽六月二十一日＝昭和五十一年十月一日から昭和五十一年十二月三十一日までに生まれた幼児

▽九月二十日＝昭和五十二年一月一日から昭和五十二年三月三十一日までに生まれた幼児

▽十二月二十日＝昭和五十二年四月一日から昭和五十二年六月三十日までに生まれた幼児

▽昭和五十四年三月十四日＝昭和五十二年七月一日から昭和五十二年九月三十日までに生まれた幼児

時間は、午後一時三十分から三時まで。場所は青少年体育センター（市役所南側）です。なお、健康診査には小児科医師、歯科医師、歯科衛生士、保健婦、栄養士、看護婦、母子保健推進員のみなさんが応じてくれることになっています。

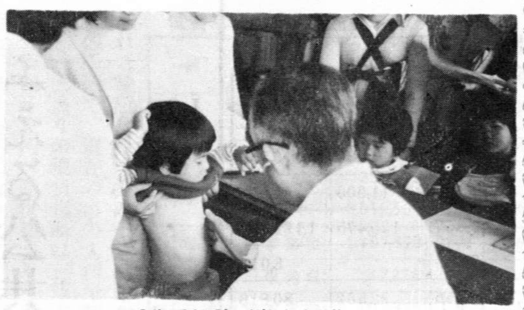
3歳児検診（岩脇支所）

小口融資制度
限度額250万円に
―設備と運転資金へ―

先月号で簡単にご紹介しました「日向市中小企業小口融資制度」の融資限度額が、ことしから二百五十万円に引き上げられました。

この制度は、市内に居住される中小企業のみなさんが、設備資金や運転資金（企業において、原材料・商品の購入、人件費の支払いなど経常的に使われる資金）が必要なとき、それを融資して地場産業の振興をはかることをおもな目的としています。

この制度を利用できるかたは、市内に住所のある個人または法人企業で、申し込みのときまでに市内において引き続き一年以上商工業（サービス業を含む）を営み、納期の到来している市税を完納されている人でしたらどなたでもご利用できます。

▽融資限度額＝一企業二百五十万円以内

▽融資期間＝融資額に応じて三十六カ月～六十カ月

▽資金の用途＝運転資金および設備資金

▽償還方法＝一括または分割償還

▽保証人二名以上

▽貸し付け利率＝年七・四㌫

▽信用保証料＝市が全額補助

▽取り扱い金融機関＝宮崎銀行（日向、細島、都農の各支店）、鹿児島銀行日向支店、高千穂相互銀行日向支店、高鍋信用金庫日向支店、日向市信用組合

▽受け付け窓口＝日向商工会議所または、市商工水産課で申し込みを受け付けます。

小口融資制度のくわしいことについても、商工水産課商工係（☎②二一一一内線五七六）へおたずねください。

財政事情の公表

52年度の下半期
53年度の当初

日向市の台所である「財政」が健全に運営されているかどうか、また、どのような状況にあるのかを広く市民の皆さんに知っていただくため、年二回（五月、十一月）財政の事情を公表しております。

前回の昨年十一月には、昭和五十一年度の決算状況と昭和五十二年度の上半期（四月～九月）の予算状況をご説明いたしましたが、今回は、昭和五十二年度の下半期（十月～三月）の予算の推移と、昭和五十三年度当初予算の概要をお知らせし、さらに、こんごの行政について、いつそうのご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

≪52年度≫ 公共事業に重点
後半 八億九千万円を追加

ご承知のように、昭和四十八年の石油危機以来、わが国の経済はようやく立ちなおりの傾向がみられはじめたものの、昨年秋、こんどは円高による不況に見舞われ、最近の新聞では、全国の失業者は百三十万人をこえたと報じております。

国は、この不況の救済策として昨年第一次、第二次と公共事業費の補正を行ない、公共投資を大巾に増大して景気浮揚をはかることにしました。

当市でも、国のこの施策をとりいれ、十二月定例市議会のほか、一月にも臨時市議会を開き、各種事業費の増額を重点に予算の補正を行なったところです。

整備がすすむ市街地

その結果、下半期の予算追加は歳入歳出とも八億九千百七十六万四千円となり、五月一日現在の予算規模は、**別表1**のとおり、一三億三百六十二万七千円となりました。

このように、五十二年度は、当初予算につづつきと補正を行ない予算規模としては、過去最大となり、当初予算にくらべても約三十％の増加を示しました。

この増額となった大部分は、前にのべた公共事業費でありますがこれをまかなう歳入では、国庫支出金と市債（借入金）が大半を占め市税等の自主財源の伸びはあまり期待できず、市の財政も、なお予断を許されない状況にあります。

ふえる公共事業
伸びない自主財源

（1表）
（歳入）一般会計補正の状況　（単位千円）

区分	9月末の予算額	下半期補正額	現在予算額
市税	1,954,902	121,272	2,076,174
地方譲与税	63,292	13,000	76,292
自動車取得税交付金	37,353	11,000	48,353
地方交付税	1,069,867	125,475	1,195,342
交通安全対策特別交付金	8,016	－	8,016
分担金及び負担金	58,256	22,562	80,818
使用料及び手数料	21,606	955	22,561
国庫支出金	1,873,631	160,571	2,034,202
県支出金	217,346	53,610	270,956
財産収入	82,725	△ 57,518	25,207
寄附金	1,331	48	1,379
繰入金	2	－	2
繰越金	1	5,614	5,615
諸収入	290,532	△ 64,524	226,008
市債	733,003	499,699	1,232,702
合計	6,411,863	891,764	7,303,627

（歳出）　（単位千円）

区分	9月末までの予算額	下半期補正額	現在予算額
議会費	110,304	1,762	112,066
総務費	711,951	66,693	778,644
民生費	1,678,448	66,622	1,745,070
衛生費	407,931	△ 13,273	394,658
労働費	105,899	6,503	112,402
農林水産業費	462,379	89,989	552,368
商工費	146,135	72,324	218,459
土木費	1,270,374	225,960	1,496,334
消防費	253,493	13,952	267,445
教育費	872,583	377,568	1,250,151
災害復旧費	25,556	4,164	29,720
公債費	359,712	△ 19,500	340,212
諸支出金	4,098	△ 1,000	3,098
予備費	3,000	－	3,000
合計	6,411,863	891,764	7,303,627

第1表は、昭和五十二年度予算の下半期の補正の状況ですが、次の**第2表**は、当初予算と五月一日の現在予算を比較したものです。

この表をごらんになると、年間を通しての各費目ごとの予算の増減がわかり、市政の変化もよりわかりやすいと思います。

さらにこの予算を性質別に表わしたのが次の**第3表**です

歳入にあたづては、自主財源が三十三・三㌫、依存財源が六十六・七㌫で、国や県への依存度が高く、自主財源の乏しさがおわかりいただけると思います。

また歳出についてみますと義務的経費が十二・九㌫減少したのに対し、投資的経費は十四・二㌫の伸びで、当初と比較して十四億三千万円が追加され、二十七億三千六百万円が計上されました。

したがって、前にのべたように景気浮揚策として実施した投資的事業の大部分は、依存財源で実施されたことになります。

以上が昭和五十二年度予算の五月一日現在における概要ですが、投資的経費つまり各種事業費が増大して、市民のみなさんのご要望の一部の実現をはたしえたものの歳入面では、なお不安定な要素を含んでおります。

こんごとも、財源の確保、行政需要の合理的な選択、事務事業の見直し、冗費の節約等にさらに努力する必要があるようです。

（歳出）　（単位千円）

（2表）　歳入　（単位千円　％）

区分	当初予算額（ア）	構成比	現在予算額（イ）	構成比	比較（イ）－（ア）	増減率
市税	1,829,518	32.5	2,076,174	28.4	246,656	13.5
地方譲与税	63,292	1.1	76,292	1.0	13,000	20.5
自動車取得税交付金	37,353	0.7	48,353	0.7	11,000	29.4
地方交付税	1,003,000	17.8	1,195,342	16.4	192,342	19.2
交通安全対策特別交付金	6,000	0.1	8,016	0.1	2,016	33.6
分担金及び負担金	68,281	1.2	80,818	1.1	12,537	18.4
使用料及び手数料	14,225	0.3	22,561	0.3	8,336	58.6
国庫支出金	1,678,72	29.8	2,034,20	27.9	355,477	21.2
県支出金	178,940	3.2	270,956	3.7	92,016	51.4
財産収入	82,725	1.5	25,207	0.3	57,518	69.5
寄附金	1,231	－	1,379	－	148	12.0
繰入金	2	－	2	－	－	－
繰越金	1	－	5,615	0.1	5,614	皆増
諸収入	232,602	4.1	226,008	3.1	6,594	△2.8
市債	232,602	7.7	1,232,702	16.9	796,597	182.7
合計	436,105	100.0	7,303,627	100.0	1,671,627	29.7

（歳出）

区分		当初予算額	構成比	現在予算額	構成比
義務的経費	人件費	1,721,732	30.6	1,847,116	25.3
	扶助費	1,445,325	25.7	1,445,420	19.8
	公債費	352,512	6.3	333,012	4.6
	小計	3,519,569	62.6	3,625,549	49.7
投資的経費	普通建設事業費	1,187,858	21.1	2,594,194	35.5
	災害復旧事業費	12,256	0.2	29,720	0.4
	失業対策事業費	105,375	1.9	112,502	1.5
	小計	1,305,489	23.2	2,736,416	37.4
その他の行政費	物件費	367,035	6.5	413,433	5.7
	維持補修費	51,319	0.9	92,022	1.3
	補助費等	301,484	5.3	341,798	4.7
	積立金	1,000	－	1,000	－
	投資及び出資金	500	－	748	－
	貸付金	82,601	1.5	82,401	1.1
	繰出金	3	－	7,361	0.1
	予備費	3,000	－	3,000	－
	小計	806,942	14.2	941,763	12.9
合計		5,632,000	100.0	7,303,727	100.0

（3表）　性質別歳入予算額　（単位千円　％）

区分		当初予算額	構成比	現在予算額	構成比
自主財源	市税	1,829,518	32.5	2,076,174	28.4
	分担金及び負担金	68,281	1.2	80,818	1.1
	使用料及び手数料	14,225	0.3	22,561	0.3
	財産収入	82,725	1.5	25,207	0.3
	寄附金	1,231	－	1,379	－
	繰入金	2	－	2	－
	繰越金	1	－	5,615	0.1
	諸収入	232,602	4.1	226,008	3.1
	小計	2,228,585	39.6	2,437,764	33.3
依存財源	地方交付税	1,003,000	17.8	1,195,342	16.4
	地方譲与税	63,292	1.1	76,292	1.0
	自動車取得税交付金	37,353	0.7	48,353	0.7
	国庫支出金	1,678,725	29.8	2,034,202	27.9
	県支出金	178,940	3.2	270,956	3.7
	交通安全対策特別交付金	6,000	0.1	8,016	0.1
	市債	436,105	7.7	1,232,702	16.9
	小計	3,403,415	60.4	4,865,863	66.7
合計		5,632,000	100.0	7,303,627	100.0

税の負担は
一人三万六千九百円

次に、歳入予算総額の二十八・四㌫を占める市税の状況ですが、市民のみなさんが直接、間接納付される総額は二十億七千六百十七万四千円で、現在の市の人口で割ると一人当りの税負担額は三万六千九百四十三円、一世帯当り十二万七千四十五円になります。

また歳出総額を同じ人口で割った市民一人当りの行政経費は、十三万百四十五円、一世帯当り四十四万六千九百三十円となります。

予算の伸びは

1位 教育費　2位 土木費

≪53年度≫

はじめに

昭和五十三年度の予算は、前年に引きつづき、きびしい経済状況にありますが、国、県、市それぞれができうるかぎりの公共事業を実施して、安定した経済にもどることを目的に予算編成がなされました。

したがって予算規模はかつてない大型となりましたが、歳出の大型にくらべ歳入の自主財源はあまり伸びがなく、いぜんとして依存財源により市の財政はまかなわれております。

ら要望のある諸事業を行なうことでありますが、このため五十三年度の一般会計の予算は、五十二年度の当初予算と比較して十九億一千万円の増、三十三・九㌫の伸びとなりました。

増加した主なものは、歳入では国庫支出金七億千五百九十三万千円の増、市債五億四千三百九十万円の増、市税三億八千七百四万千円、地方交付税二億四千七百四万千円、県支出金七千五百四十五万千円の順に増えております。

また歳出については、教育費の増額が一番多く、五億八千三百十二万三千円、次いで土木費の四十六億六千七十三万七千円、民生費三十億四千五百三十四万円、衛生費一億四千四百二十一万二千円、農林水産業費一億二千九百八十七万千円の順に増えています。

さらに性質別では、歳入については依存財源が伸びた財源のうち十六億二百五十五万六千円で八三・九㌫を占め、自主財源は三億七百四十四万四千円でわずか十六・一㌫しか達していません。

つまり五十三年度の予算規模は大幅な伸びを示しましたが、その大部分は五十二年度と同様、依存財源によらざるをえないのが実状のようです。

また歳出についてみてみますと伸びた予算額のうち、投資的経費が十二億五千九十一万四千円で六十五・五㌫、義務的経費四億九千百四十万円で二十六㌫、任意的経費が八・四㌫となっています。

とくに投資的経費のうち、普通建設事業が五十二年度当初予算十一億八千七百八十五万八千円の二倍以上となり、十二億五千六百九十万円の増額となったことが注目されます。

以下、前年度と比較をしながら示したものが次表のようになります。

追加された主な事業

十月以降の下半期中に補正された五十二年度の主な事業をひろってみますと、次のものがあります。

・特別養護老人ホーム建設補助金　二千五百万円。
・日知屋保育所増築工事（定員六十名から九十名へ）千五百八十四万八千円。
・秋留地区ほ場整備事業、五千八百九十一万四千円。
・橋梁新設改良事業、五百四十万七千円。
・港湾建設事業負担金　六百六十万八千円。
・都市下水路、三千万円。
・大王谷公園事業、九千万円。
・岩脇中学校プール建設事業、千四百九十一万七千円。
・広域農道整備事業負担金、八百五十六万四千円。
・平岩農道舗装、三千三十万円。
・林道開設事業、千四百三十万円。
・小倉ケ浜公園事業、四千万円。
・曽根土地区画整理事業、一億二千万円。
・櫛の山公園建設事業、二千四百六十七万円。
・第二財光寺小学校（仮称）用地買収、三億五千七百七十九万円。

歳　入　（性質別）　（単位千円）

区分		昭和52年度 当初	構成比	昭和53年度 当初	構成比	比較 増減	比較 伸率
自主財源	市税	1,829,518	32.5	2,216,562	29.4	387,044	21.2
	分担金及び負担金	68,281	1.2	115,019	1.5	46,738	68.4
	使用料及び手数料	14,225	0.3	18,520	0.2	4,295	30.2
	財産収入	82,725	1.5	44,826	0.6	△ 37,899	△45.8
	寄附金	1,231	−	158	−	△ 1,073	△87.2
	繰入・繰越金	3	−	3	−	0	−
	諸収入	232,602	4.1	140,941	1.9	△ 91,661	△39.4
	計	2,228,585	39.6	2,536,029	33.6	307,444	13.8
依存財源	地方譲与税	63,292	1.1	73,233	1.0	9,941	15.7
	自動車取得税交付金	37,353	0.7	45,680	0.6	8,327	22.3
	地方交付税	1,003,000	17.8	1,250,000	16.6	247,000	24.6
	交通安全対策特別交付金	6,000	0.1	8,000	0.1	2,000	33.3
	国庫支出金	1,678,725	29.8	2,394,656	31.7	715,931	42.6
	県支出金	178,940	3.2	254,396	3.4	75,456	42.2
	市債	436,105	7.7	980,006	13.0	543,901	124.7
	計	3,403,415	60.4	5,005,971	66.4	1,602,556	47.1
歳入合計		5,632,000	100	7,542,000	100	1,910,000	33.9

＜一般会計＞

大型予算の目的は、前述のように民間投資の低滞にかわって公共事業を行ない、景気を浮揚させることと、市民の多くのかたがたが十一億五千九十一万四千円が十二億五千九十一万四千円で六

次に、昭和五十三年度の行財政に取り組む基本方針として、

①緑と太陽の豊かな環境と都市基盤の整備
②調和のとれた産業の振興
③あたたかい社会福祉の充実
④心のふれ合いと人づくり
⑤市民の健康で安全な都市づくり

この五項目をかかげておりますが、これらの実現をはかるための事業として、おおむね次のようなものが予算に計上されています。

＜五十三年度の主な事業＞

・富高川緑化事業　二百万円
・火葬場建設事業　九千五百九十万円
・美々津地区第二次農業構造改善事業　二千七百八十五万七千円
・秋留地区ほ場整備事業　四千五百四十五万円
・広域農道整備事業　四千百五十二万四千円
・平岩農道舗装事業　千八百十八万円
・用水路安全施設整備事業　千二百十二万円
・富高幹線用水路合理化事業　千二十八万五千円

歳　出　（性質別）　（単位千円）

区分		昭和52年度 当初	構成比	昭和53年度 当初	構成比	比較増減	伸率
義務的経費	人件費	1,721,732	30.6	1,845,202	24.4	123,470	7.2
	扶助費	1,445,325	25.7	1,724,819	22.9	279,494	19.3
	公債費	352,512	6.2	445,388	5.9	92,876	26.3
	計	3,519,569	62.5	4,015,409	53.2	495,840	14.1
任意的経費	物件費	367,035	6.5	413,177	5.5	46,142	12.6
	維持補修費	51,319	0.9	61,841	0.8	10,522	20.5
	補助費等	301,484	5.4	373,439	5.0	71,955	23.9
	積立金	1,000	−	1,000	−	0	−
	投資及び出資金	500	−	2,148	−	1,648	329.6
	貸付金	82,601	1.5	102,901	1.4	20,300	24.6
	繰出金	3	−	10,682	0.1	10,679	皆増
	計	803,942	14.3	965,188	12.8	161,246	20.1
投資的経費	普通建設事業費	1,187,858	21.1	2,444,758	32.4	1,256,900	105.8
	災害復旧事業費	12,256	0.2	4	−	△ 12,252	皆減
	失業対策事業費	105,375	1.9	111,641	1.5	6,266	5.9
	計	1,305,489	23.2	2,556,403	33.9	1,250,914	95.8
予備費		3,000	−	5,000	0.1	2,000	66.7
歳出合計		5,632,000	100	7,542,000	100	1,910,000	33.9

歳　出　（目的別）　（単位千円）

区分	昭和52年度 当初	構成比	昭和53年度 当初	構成比	比較増減	伸率
議会費	107,954	1.9	114,604	1.6	6,650	6.2
総務費	638,899	11.3	712,543	9.4	73,644	11.5
民生費	1,666,910	29.6	2012,250	26.7	345,340	20.7
衛生費	335,525	6.0	479,737	6.4	144,212	43.0
労働費	105,375	1.9	111,641	1.5	6,266	5.9
農林水産業費	362,290	6.4	492,161	6.5	129,871	35.8
商工費	121,250	2.2	158,385	2.1	37,135	30.6
土木費	928,396	16.5	1,389,133	18.4	460,737	49.6
消防費	240,307	4.3	256,787	3.4	16,480	6.9
教育費	746,028	132	1,329,551	17.6	583,523	78.2
災害復旧費	12,256	0.2	4	−	△ 12,252	皆減
公債費	359,712	6.4	446,077	5.9	86,365	24.0
諸支出金	4,098	0.1	34,127	0.4	30,029	732.8
予備費	3,000	−	5,000	0.1	2,000	66.7
歳出合計	5,632,000	100	7,542,000	100	1,910,000	339

・林道開設事業二千八百五十万
・林道改良事業　千百四十万円
・公有林整備事業、四千五百三三万五千円
・市道整備事業、一億三百三十万円
・辺地対策事業　四千万円
・橋梁新設改良事業　四千七百十万円
・曽根土地区画整理事業　三億円
・中原橋新設事業　七千八百万円
・財光寺仙ヶ崎通線改良事業　五千万円
・都市下水路事業　五千万円
・日知屋東小学校プール新設事業　二千三百五十七万七千円

以上が五十三年度当初予算の概要ですが、次に特別会計についてお知らせいたします。

＜特別会計＞

昭和五十三年度の特別会計は新たに下水道事業特別会計が新設され、全部で六会計となりました。

新設された下水道事業は五十二年度までは一般会計の中に含まれておりましたが、この事業もいよいよ本格化したため特別会計として経理されることになりました。

特別会計ごとの昭和五十三年度の予算総額は次の通りです。

▽公営住宅事業特別会計　六億六百万円
▽住宅新築資金等貸付事業特別会計　六千三百六十五万九千円
▽東部第二土地区画整理事業特別会計　一千万円
▽曽根土地区画整理事業特別会計　二千二百万円
▽下水道事業特別会計　一億四千百万円
▽国民健康保険事業特別会計　十一億二千三百万円

このほかに企業会計として水道事業があり、六億四千二百五十三万円が計上してあります。

晴れて三氏が受章

四月二十九日の春の叙勲で、市内から、三輪賢一郎さん（71歳）と壱岐栄治さん（71歳）の二人が選ばれました。

三輪さんは細島の出身で、昭和二十二年富高町議に初当選。二十六年市制施行後も市議会議員として七期二十六年間、議員として活躍しその間議長をつとめるほか、細島港湾建設促進や新産都市日向の発展に大きく貢献するなど、地方自治の振興発展に寄与したという功績により、勲五等双光旭日章を受章されました。

壱岐さんは塩見の出身で、昭和三十八年市議会議員初当選以来、三期十二年間の任期中、現在すすめられている美々津地域国営農用地開発事業の早期着工と完成を叫び、また、大型農道の建設促進に力をそそぎ、地方自治の振興発展に大きく寄与したという功績により、勲六等単光旭日章を受章されたものです。

また、各界の功労者に対して贈られる春の褒賞で、市内細島の三輪靖さん（67歳）が、黄綬褒賞を受賞されました。

三輪さんの受賞理由は、永年にわたって港湾運送業務の振興と発展に貢献したというものです。

公職の面でも、保護司、調停委員、県港湾審議会委員などに活躍されています。写真は上から、三輪賢一郎、壱岐栄治、三輪靖の各氏（順不同）

児童扶養手当の更新手続きを

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない（離婚、死亡、遺棄などによる）義務教育終了前の子どもの母、または養育者に対して支給されるものです。

ことしもつぎの日程で、所得状況届の更新事務を行います。

なお、会場においでになるときは、印かんと手当証書を持参ください。

昭和53年度（特別）児童扶養手当所得状況届日割表

月日	（午前）9：30～11：30 場所	地区名	（午後）1：30～4：00 場所	地区名
6月7日 水	岩脇支所	平岩地区	美々津支所	美々津・幸脇 地区
8日 木	細島支所	細島地区 日知屋本部（堀一方・曽根・畑浦）	細島支所	午前に同じ
9日 金	福祉事務所	塩見地区	福祉事務所	日知屋枝郷地区（鶴町・亀崎中・亀崎東・向江町・日向台・北町1・花ケ丘・庄手・梶木・大王谷）
12日 月	福祉事務所	財光寺地区（山下・比良・川路・往還・松原・切島山1・切島山2・長江）	福祉事務所	午前に同じ
13日 火	福祉事務所	新町地区（南町・中町・本町・上町・旭通・都町・北町2）	福祉事務所	午前に同じ
14日 水	福祉事務所	富高地区（中央・東草場・西草場・本谷・西川内・広見・中原・高見橋通）	福祉事務所	午前に同じ
15日 木	福祉事務所	日知屋本郷（上原町・高砂・下原町・江良・永江・公園通）	福祉事務所	午前に同じ

限りある水を大切に

6月1日から水道週間

水は私たちの暮らしを守り社会をささえている大切な資源です。

いま、私たちは上水道の普及によって「水」に対する関心が薄くなってはいないでしょうか。

飲料水は、じゃ口を回すといつでもいきおいよく出るもの、水は安心していくらでも使えるものと思いこんではいないでしょうか。

水道週間を機会に、私たちみんなで「水の価値」について考えてみたいものです。

なお、この期間内に市はつぎのような催しなどを行います。

▽浄水場の開放＝市営の江良・権現原の浄水場を開放しますので、ぜひ一度見学してください

▽水道に関する相談＝給水工事などについての相談を市水道課（庁舎西側別館二階）で行います。

▽修理サービス＝じゃぐちのパッキンを無料で取り替えます。その他の修理は、資材費のみで修理します。なお、申し込みは日向管工事組合（☎②二五五六）で受け付けます。

水道は、清潔で便利な生活を約束し、健康で快適な家庭をつくります。この機会に、水道というものをよく認識して大切に使いましょう。

昭和52年分

所得税の特別減税

今回、昭和五十二年度分所得税の特別減税が行われ、つぎの金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の、所得税額の方が、少ないときは、その税額までとなります。

そこで、そのあらましを説明しましょう。

〈還付を受けられる人〉

還付を受けられるのは、昭和五十二年分の、所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

〈還付方法とその手続〉

▽サラリーマンの場合

ことし六月一日現在で、昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月～七月ごろ、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二カ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、つぎに説明する〝事業所得者などの場合〟と同じ方法で還付されます。

▽事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受けとることになります。

▽その他の人の場合

ことしになって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十二年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

くわしいことは、延岡税務署へおたずねください。

同和問題を考えましょう①

―差別をなくすために―

今月の三日は「憲法記念日」でしたね。

そこできょうは、まずあなたの手もとにある、私たちの「日本国憲法」を開いてみてください。

さて、その憲法が、あなたをはじめすべての国民に保障している教育を受ける権利や、勤労の権利などの基本的人権とか、人種・信条・性別・社会的身分または門地によって差別されないとする平等の原理――。そのような条文をごらんになって、あなたはどうお思いでしょうか。

憲法ができて三十年。すでにその憲法の精神は、あなたをはじめすべての人の日常生活の中に定着したとお考えでしょうか。そして私たち日本国民のあいだには、その基本的人権を保障されていない人とか、平等な処遇を受けていない人など、もはや存在しないとお思いでしょうか。

たいへん残念なことですが、決してそうだと言いきれません。私たちの身のまわりをつぶさに見るとき、そこには、男女、学歴、職業、人種などの差別をはじめ、いろいろな差別がまだまだたくさん存在していることに、気がつきます。その中でも、あらゆる差別や矛盾が集中的な形であらわれているのが「部落差別」なのです。そして、私たち日本人にとって「部落差別」は、さけて通ることのできない重大な社会問題なのです。この社会問題を、とくに**同和問題**と呼びます。

昭和四十年八月、同和対策審議会は、この同和問題を一日も早く解決するための答申を政府に対して提出しました。その答申の前文で「……いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる、課題である。……その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である……」と述べられています。その答申をうけて、「同和対策事業特別措置法」も昭和四十四年に制定されました。

そこで、私たち日向市民も、**国民的課題としての同和問題**を自分の問題としてとらえ、差別についての正しい認識を持ち、その差別を一日も早く解決するために、次回からの広報で同和問題について考えていきましょう。

同和問題についてのご意見、ご質問は社会教育課（☎②二一一一）までお寄せください。

目かくしは　あぶない

これから先雨の多い季節になると、スリップや見とおしがきかないために起こる衝突、転落事故などが多く発生します。

雨の日は、視界が悪くなり、地盤の弱いところでは路肩が崩れたりして、とても危険です。

雨にぬれた舗装道路、坂道などは、ブレーキを踏んでから停止するまでの距離が、天気のよい日と比較すると約二倍ほど延びます。

そこで、次のようなことに注意して事故を起こさないように気をつけてください。

▽雨にぬれた舗装道路や坂道では車間距離をじゅうぶんとり、スピードをぐっと落として運転しましょう。

▽雨の日や雨あがりには、路肩が弱くなり道路が崩れやすいので路肩の通行には気をつけましょう。

▽自転車を利用されるかたは、かさをささないことはもちろんのこと、雨がっぱを着たときもぼうしや頭きんを深くかぶらないようにしましょう。

梅雨期には、運転者はもちろん歩行者、自転車利用者のかたもじゅうぶん注意して交通事故を出さないようにしましょう。

よみがえつた妙国寺庭園

市内細島にある国の文化財指定「妙国寺庭園」が昔の姿にもどりました。同庭園は、中島を持つ池を中心に約2800㎡の広さ。東側は天然の岩を生かし、南側の断がいに滝があり、自然の樹林を背景にしています。最近は滝の水も減少、庭園木の一部も枯れ年ごとに昔の面影がなくなつてきたため、この修復となつたもの。いま滝からは水が落ち、補植された松、梅、ツバキなどの木もいきいきとしています。

10キロを全員が完歩

どんよりした雲のすき間からうす陽のさす7日の日曜日、日知屋差根区の歩こう会（同区保健体育部主催）が行われました。この催しは、区民の体力づくりと親睦を深めるために――と約250人が参加。午前10時に曽根公民館をスタート、堀一方から米の山山頂の展望台へと往復10キロのコースを歩き、宝さがしや、ちらかつているゴミの清掃などをして、有意義な一日となりました。

こいのぼり運動会

5月5日は子どもの健やかな成長を祝う「子どもの日」。その前日の4日、市立平岩小学校（池上忠身校長。児童数311人）では〝こいのぼり運動会〟を開きました。家庭にあるこいのぼり約70尾や吹き流しなどを持ち寄つての運動会。全校児童委員長の児玉陽介君が「こいのぼりに負けないようがんばろう」とあいさつ、新1年生の80m競走、全員リレー、フォークダンスなどで楽しく過ごしました。

細島1区に塗料工場

細島臨海工業地帯の1区に建設がすすめられていたポリウレタン塗料硬化剤（商品名・デユラネート）を製造する工場（旭化成）が完成、操業を開始しました。デュラネートの用途は、屋根がわら自動車、橋りょうなど幅広い。生産計画によりますと、年間2000トンを生産、製品は国内外へ移・輸出するということです。同工場は昨年7月着工、総工費約5億3000万円で建設されたものです。

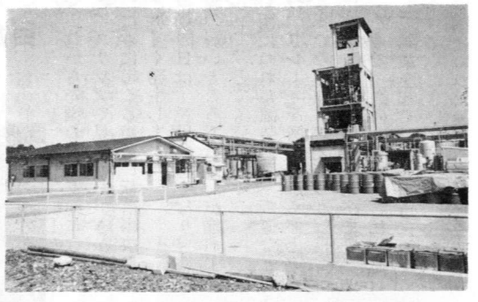

児童手当の現況届けを

児童手当の現況届けをつぎの日程で行います。

届け出のときは、印かんと、会社員のかたは厚生年金の記号番号その他のかたは、国民年金の記号番号および支払金融機関名が必要です。

▽六月六日（火）＝美々津支所（美々津、幸脇地区）
▽六月七日（水）＝岩脇支所（平岩地区）
▽六月八日（木）＝細島支所（細島地区）
▽六月九日（金）＝細島支所（畑浦、堀一方、曽根地区）
▽六月十二日（月）から二十三日（金）までは福祉事務所で、▽十二日（月）＝切島山二区、松原地区▽十三日（火）＝切島山一区、比良地区、▽十四日（水）＝山下、往還地区、▽十五日（木）＝塩見地区（千束口を含む）、▽十六日（金）＝富高地区、▽十九日（月）＝新町地区、▽二十日（火）＝梶木、庄手、亀崎、向江町、鶴町の各地区、▽二十一日（水）＝永江町、江良町、高砂町の各地区、▽二十二日（木）＝原町、上原町下原町、公園通り地区、▽二十三日（金）＝新生町および未申請者

児童手当制度については、福祉事務所厚生係（㈹②二一一一、内線五六四）へおたずねください。

更新手続きをお忘れなく

七月一日から老人医療費受給者証が新しく変わります。

福祉事務所は、対象者のかたにはがきで通知をしますので、代理のかたでもけっこうですから必ず更新の手続きをしてください。

更新および交付の日程は別表のとおりですが、通知書（はがき）印鑑、国民健康保険などの健康保険証をご持参ください。

その他くわしいことについては福祉事務所老人福祉係（㈹②二一一内線七一四）へおたずねください。

昭和53年度老人医療受給者証更新及び交付日程表

月日	曜日	場所＼時間	（午前）（9時30分～11時30分） 場所	区名	（午後）（1時30分～4時30分） 場所	区名
6月19日	月		美々津支所	駅通り、石並	美々津支所	上町、中町、下町、新町、別府、田の原、余瀬
			高松公民館	宮の下、高松、落鹿		
20日	火		幸脇公民館	遠見、幸脇東、中、西、飯谷	岩脇支所	笹野東、中、西、金ケ浜、栂木、鵜毛
21日	水		美砂公民館	本宮、曙、美砂	富島漁協	宮の上、高々谷、伊勢、八幡、庄手向
22日	木		細島支所	清正、吉野川、地蔵八坂	細島支所	曽根、畑浦、堀一方
23日	金		亀崎公民館	亀崎東、中、南向江町	庄手公民館	庄手、梶木
24日	土		江良公民館	江良、永江町公園通		
26日	月		原町公民館	高砂町、原町鶴町、新生町	山下公民館	山下、比良、川路往還
27日	火		切島山公民館	切島山、1.2区	老人福祉センター	永田、奥野、中村
			老人ホーム	松原、老人ホーム秋留		
28日	水		老人福祉センター	新財市、権現原、千束口、鳥の巣、広見中原、高見橋	老人福祉センター	西川内、本谷、花ケ丘、東草場、西草場
29日	木		老人福祉センター	北町、都町、上町中央区、春原	老人福祉センター	本町、南町、中町

明るい選挙

白ばらクイズ（17）

〔問題〕

立会演○会は、公職の○補者の政見を選挙人に周知させるため、都道府県の選挙管○委員会が指定する市町村において開催する。

▼右の○にはどんな文字があてはまりますか？　答えをはがきに書いて、本町十番五号市選挙管理委員会あて六月十日までにお出しください。

正解者多数のときは、抽選で三人のかたに記念品をさしあげます。

なお、はがきには住所、氏名、年齢、電話があれば電話番号をはっきりと記入してください。

先月号は「議」「知」「演」が正解で応募二十四通、正解二十四通でしたので、つぎのかたに記念品をさしあげます。（敬称略）

①西山千四子（江良町）　55歳
②中田美代子（鶴町三丁目）　40歳
③黒木千代美（比良）　22歳

シリーズ　きんねん（5）

通算年金制度（その一）

わが国では、国民みんなが必ず年金制度に加入して、老齢年金を受けられるようになっています。これを「国民皆年金」といいます。

このために、それぞれの年金制度では年金を支給する条件としてある一定の加入期間を必要としています。

これにより職業をいくつかの制度に加入した人に対して合算すると、老齢（退職）年金が受けられるだけの期間になります。そういった人に年金を支給するためにつくられたのが「通算年金制度」です。

また、老齢給付のほか昭和五十一年には障害年金、遺族年金にも通算制度ができています。

▽通算の対象となる年金制度
①国民年金、②厚生年金、③船員保険、④国家公務員共済組合、⑤地方公務員共済組合、⑥公共企業体職員等共済組合、⑦私立学校教職員共済組合、⑧農林漁業団体職員共済組合。

▽通算の対象となる期間

原則として、右の八つの公的年金制度に、昭和三十六年四月以降に加入した期間です。

▽昭和三十六年四月一日以前の加入期間。

昭和三十六年四月一日まで引き続いて加入していた期間のみ、通算対象期間とされます。

ただし厚生年金と船員保険の、昭和三十六年四月一日前の加入期間は、同日以後いずれかの公的年金制度に加入しているときに通算対象期間とされます。

脱退手当金を受けた期間

厚生年金や船員保険の脱退手当金を受けた期間、その制度の加入期間が一年に満たない期間は通算対象期間とされません。

なお、共済組合以外の期間は、その制度の加入期間が合計して一年以上あれば通算されます。

配偶者の通算対象期間

国民年金以外の公的年金に加入している人の配偶者や、国民年金法以外の公的年金各法、恩給法、地方公務員の退職年金に関する条例などにより、老齢年金または退職年金を受けることができる人の配偶者は、国民年金の任意加入者となっていますので、国民年金に加入しなかったときに限り、その期間が通算対象期間とされます。

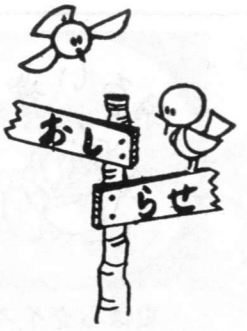

県下で初の日展

大きな規模と古い歴史をもつ総合美術展〝第九回日展〟が、ことしの夏、宮崎県で初めて開催されます。

日本画、洋画、彫刻、工芸、書の五部門三百四十八点、中央第一線の芸術家の作品中心に公開されることになっています。

宮崎県からは、興梠富士夫（洋画・宮崎市）平原幸明（彫刻・宮崎市）大宅多聞（書・都城市）と都城出身の洋画家で日展参与の山田新一（京都在住）の各氏の作品が含まれています。

会期は、七月二十五日（火）から八月二十四日（木）まで、会場は、宮崎市神宮にある県総合博物館。開館時間は、午前九時から午後四時三十分。

なお、休館日は八月七日（月）八月十四日（月）の二回です。

入場料は、当日券が大人六百円高校・大学生が三百五十円、小中学生が二百円となっています。前売券は大人四百五十円、割り引き券は小中学生が百円、高校・大学生が二百円です。また、団体割り引き券は大人四百五十円、高校・大学生が二百円、小中学生が百円となっています。

夏休みの期間中でもありますので、ご家族おそろいでおでかけください。

なお、会場へ車で行かれるかたがたは駐車場があります。またバスを利用されるかたは、宮交の綾線・平和ヶ丘線に乗り、博物館前で下車してください。

切替えは お済みですか

ことしの四月から、国民健康保険証が新しい用紙（うぐいす色）に変わりました。また切り替えのお済みでないかたは、今すぐ市保険年金課の窓口へおいでください。また、高額療養費の委任払い制度が実施されることになりました。これは、同一の被保険者が同一月内に同じ病院・医院などで、三万九千円以上支払ったときその三万九千円をこえた額が、申請により支給されるというものです。

委任払いの制度とは、高額療養費の該当者で、高額の診療費を支払うのが困難な人のために、その療養費を市が直接医療機関に支払うことをいいます。

くわしいことについては、保険年金課（☎②二一一内線五五五）へおたずねください。

検察審査会制度

検察審査会法が施行されてことしで三十年になります。検察審査会制度は、検察官の仕事に国民の常識的な意見を反映させ、刑事司法を明るく正しくしようとする目的で設けられています。

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害者で「検察官が犯人を裁判にかけてくれない」など不満のあるかたは、延岡検察審査会（延岡市東本小路一二一、宮崎地裁延岡支部内）へご相談ください。

いますぐ手続きを

戦没者の遺族で、遺族年金、公務扶助料などを受給していた人が昭和五十年三月三十一日までに失権（死亡などにより）し、それ以後どなたも、受ける人がいない場合、戦没者の兄弟姉妹までの内先順位の人から、額面二十万円（国債）の特別弔慰金を請求することができます。

受給資格のある人でまだ請求をしていないかたは、いますぐ福祉事務所で手続きを済ませてください。

事業所統計調査

三年に一回行われる「事業所統計調査」が六月十五日、全国いっせいに実施されます。

この調査は、わが国の事業所の業種や従業員数、営業状態などの実情をつかみ、国や県、市で行政経済施策をすすめる上で基礎資料となるものです。

このため、調査は会社、工場、商店、学校のほか、官公庁、病院ホテル、旅館からお寺、神社にいたるまで、全国すべての事業所が対象になります。

事業所統計調査は、国勢調査とならぶ国の基本的な調査です。調査員が伺いましたら、よろしくご協力をお願いします。

あたたかいご寄付

日向市社会福祉協議会

つぎのかたがたから社会福祉事業寄付金が寄せられました。ありがとうございました。（敬称略）

▽松村宇一（原町）、▽淵田穂積（比良）、▽黒木希尚（別府）、▽黒木等（美砂）、▽金丸英（上町）、▽石谷栄子（広見）、▽山塚国昭（堀一方）、▽鳥原弘（伊勢）、▽松葉秀芳（鵜毛）、▽松木博（江良）、▽黒木虎男（比良）

以上四月分でした。

休日在宅医

＝六月中＝

6月4日
- 浦上医院（☎②二九三六）
- 山口医院（☎②二二〇三）
- 鮫島病院（☎④四〇四三）

6月11日
- 寺尾医院（☎門川③一四四七）
- 佐藤医院（☎②三三二四）
- 児玉医院（☎②二五三〇）

6月18日
- 和田病院（☎②二〇四五）
- 滝井医院（☎②二四〇九）
- 大平医院（☎②三三三七）

6月25日
- 三股病院（☎⑧〇〇三四）
- 渡辺病院（☎⑦一〇一一）
- 東　医院（☎門川③二八〇〇）

係から

昭和五十三年三月号のおしらせで紹介しました「出産費の補助について」の文章中、社会保険（国民健康保険を除く）を（国民健康保険を含む）に訂正しておわびいたします。